資料

国会質疑の技法―模範議会2012の手引き

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡

Art and Science of the Parliamentary Questions: Guide for the Model Parliament Project 2012

OKADA Junta IWAKIRI Daichi OBAYASHI Keigo YOKODAIDO Satoshi TEZUKA Takatoshi

はじめに

本稿は、2011年度秋学期から2012年春学期にかけて白鷗大学法学部、立正大学法学部及び慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス(SFC)の学生によって実施されたプロジェクト「模範議会2012」¹⁾のうち、SFCで実施された模範議会にあたり、模擬委員会の運営を担当する者(企画運営者)に対して配布された手引書を資料として紹介することを目的とする。

¹⁾ 模範議会の意義や記録については、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡 「模範議会2011―記録と資料」白鷗大学論集27巻1号(2012年)353-414頁参照。

一、手引書の構成

本手引書は、「I 国会審議の手順」、「II 質疑の規範的構造」、「III 立法事実の発見」及び「IV 情報処理過程」で構成されている。なお、本稿では、当初の手引書に若干の加筆修正を行ったものを掲載している。

流れとしては、まず「国会審議の手順」を概観しつつ、その中心となるのが委員会であることに着目させる。国会において法律が制定されることは周知の事実としても、実際に「法律を制定する作業」というのがどういうものかということはあまり知られていない。そこで、視点を国会→議院→委員会と狭めていき、委員会での法案審査の意義について考えさせる。その際、簡単な模擬委員会を台本に基づいて実施し、趣旨説明→質疑→討論→採決という、委員会審査の「基本形」と流れを実際に確認する²゚。なお、本プロジェクトには、法学を専攻していない学生も多く参加している。そのため、法学初心者を念頭に置いた基本的事項の説明も多少は必要となる。もっとも、現実の国会議員は必ずしも法学の基礎的知識を用いなくとも、委員会での法案審査を行っているので、そうした説明は必要最小限で十分である。

その上で、質疑の模範的構造――国会における質疑のあるべき姿――について概説する。

二、質疑の規範的意義

「質疑」とは、議会の委員会及び本会議において議案等に対する疑義を ただす行為であるが³⁾、その「規範的」意義については、従来あまり明確

²⁾ 国会における実際の質問作成・通告や想定問答の作成については、中島誠『立 法学 (新版)』(法律文化社、2007年) 216-220頁、大森政輔・鎌田薫編『立法学 講義 (補遺)』(商事法務、2011年) 第3章第2節参照。

³⁾ 浅野一郎・河野久編著『新・国会事典(第2版)』(有斐閣、2008年) 160頁。

にされてこなかったように思われる⁴⁾。単に疑義を明らかにするだけであれば、委員会の場でなくても、直接、法案提出者や各省庁に照会すれば済むはずである。それをわざわざ委員会や本会議で行うことの意義はどこにあるのだろうか。ここでは、それを「事実発見のプロセス」であると定めて、どのように質疑を行えば、立法者が事実発見を適切に行い、また、民意を立法に反映させることができるのかを探究するのである。

実際のところ、国会での質疑は、各議員が自己の流儀で行っており、「質疑かくあるべき」という共通理解は存在しないと言ってよい。そこが、様々な法理論に裏打ちされた司法過程と異なるところであり、特にテレビ放送もされる委員会での質疑においては、パフォーマンスともいうべき責任追及劇が展開されるなど、およそ質疑自体が自己目的化してしまう場合もなくはない。本プロジェクトにおいては、そうした現実の国会の状況を模倣するのではなく、「国権の最高機関」であり「唯一の立法機関」(憲法41条)である国会における立法過程はどうあるべきか、議会審議の形骸化が指摘される現状にあって、いかに議会主義の復権⁵⁾をはかるかが課題であると考えている。それ故に「模範」議会と称するのである。

そして、質疑権が国会議員の重要な法的権限の一つであることに着目すれば、その規範的淵源を憲法に求めることが肝要であると思われる。法律が憲法の理念に沿うように制定されるべきであることからすれば、その法律の正当性を裏付ける事実(立法事実)⁶⁾を発見することが国会に求められ、それを発見する過程が委員会審査に求められると解される。それは、裁判所における司法過程が、判決の正当性を裏付ける事実(司法事実)を発見する過程であると捉えるのと同じ意義を持つ。政策判断の基礎となる事実であって

⁴⁾ 比較議会法的には、議会の政府統制権の一つに位置づけられるとされている。大石眞『議会法』(有斐閣、2001年)114頁。もっとも、このような理解から、与党の議員の質疑の意義が軽んじられ、「与党議員はあまり質問する必要はない」(日本経済新聞2009年10月12日(平野博文官房長官発言))などという発言を招来する。与野党問わず、質疑の意義を探究することが、本プロジェクトの目的の一つである。

⁵⁾ 芦部信喜『憲法と議会政』(東京大学出版会、1971年) 231-241頁参照。

⁶⁾ 芦部信喜『憲法訴訟の理論』(有斐閣、1973年) 22-24頁。

も、「発見」の過程が重要であることはいうまでもない。言うなれば、立法事実の発見は、賢慮 (prudence) の営みである。伝統的に法学 (jurisprudence) が、論理と証拠 (事実) に基づく法の営みを支える理論を考察してきた学問であると同様、近年提唱される学問領域である立法学 (legisprudence) もまた論理と事実に基づく営みとしての立法のあるべき姿を提示すべきであり、その視座から「質疑」の意義が模索されるべきであると思われる。

そうであれば、立法過程で必要となるのは、適切な「情報処理」であろう。国会には様々な情報が集約されるが、重要なのは情報の量ではなくその質であり、さらには集約した情報を適切に処理して、立法の質を高めることにある⁸⁾。したがって、質疑にあたってもそうした作業の意義を踏まえておくことが欠かせないのである。

本手引書は、以上のような考えに基づいて、岡田が中心となって原案を 作成し、それをたたき台に、岩切・大林・横大道・手塚との間で数度の議 論を経て、完成したものである。なお、手引書としての性格上、脚注は最 小限に留めている。

三、おわりに

模範議会は、学生にとって実践的に法を学ぶ場であるとともに、研究者が 実践的に立法過程を考察する契機を得る「実験室」でもある。度重なる「実験」 の成果が本手引書となった訳であるが、今後も国会質疑の理想形を追究しつ つ、改良されていくことだろう。国会議員が選挙対策ばかりに目を向けて、議 会の質疑を軽視する風潮さえ見られる今日にあって、本手引書が、教育・学術 面にとどまらず、実際の議会政治の発展の一助となることを願ってやまない。

⁷⁾ 高見勝利『現代日本の議会政と憲法』(岩波書店、2008年) 237-258頁、井上達夫「立法学の現代的課題―議会民主政の再編と法理論の再定位」ジュリスト1356号(2008年) 128-140頁。

⁸⁾ 国会を国家の情報集約機関と位置づけ、国立国会図書館を「情報省」とする構想に関して、岡田順太「憲法秩序とアーカイブズ―『国権の最高機関性』論・再考」白鷗大学法科大学院紀要5号(2011年)11-38頁参照。

国会質疑の技法―模範議会2012の手引き

くプロローグ>

【設 定】あなたは、学生対象の議会インターンシップに参加し、A参議院議員の国会事務所に配属されました。A議員の政策担当秘書Bから次のことを依頼されました。

- 1、「昨日、衆議院を通過した政府提出法案について、我々の政党は〔賛成/反対〕の立場だ。今度の委員会でA議員が質問に立つから、法案に関して議員が政府に質問する内容を考えて欲しい。」
- 2、「それとあわせて、政府が答弁する内容を予想して、想定問答集を 作成してもらいたい。」

その際、次の点を注意されました。

- ①「この法案に対する我が党の賛否の姿勢が明らかになるように、討論 内容を想定しながら、質疑内容を組み立てて欲しい。」
- ②「まず法案の内容をよく勉強し、それに関連する諸課題について学ぶこと。付け焼刃的な理解をするととんでもない勘違いをすることになるので注意して欲しい。特に、インターネット上の情報はいい加減な内容のものが多いので、気をつけてもらいたい。
- ③「秘書の仕事は、議員の活動を補佐することだから、少なくとも足を 引っ張ってはならないことは分かると思う。法案や国会の仕組みを理 解せずに、上記の課題に取り組むと、かえって議員の仕事を増やすこ とになる。それだけは止めてもらいたい。」

その後、Bから、同じ議会インターンシップに参加している学生を紹介されました。

「彼らとグループを作って、今言った課題に取り組むように。一人では 大変だろうから、役割分担をして、調査・企画・立案に取り組んで欲し

WIL

最後に、A議員から声を掛けられました。

「君たちは、優秀な大学生だと聞いているので期待している。学んだことを国会のために役立ててもらいたい。短い期間だが、一所懸命にやればそれだけ貴重な経験ができると思う。」

「ここで良い仕事ができれば、君たちは得難い友人となり、長い付き合いになるだろう。」

* * *

<模範議会とは>

模範議会は、事前に履修者から選抜された企画運営者が、政府(大臣・政府参考人)・委員長・会派委員などの役に分かれ、本番前の質問作成・通告・想定問答集の作成など実際の国会審議に即した準備作業を進めます。

模擬裁判と同じく、ロールプレイ方式で立法過程(国会審議)を体験的に学ぶとともに、あるべき議会の姿を考える機会が模範議会です。議会審議の手続を学ぶと同時に、法案に対する質疑・答弁をグループの役割に合わせて準備します。そこでは法案に関係する政策課題について深く考え、相手を納得させるために論理を組み立て、それを分かりやすくプレゼンテーションしなければなりません。また、グループワークに必要な協調性なども要求されます。さらに、国会での審議には、法律や政治の知識のみならず、経済や金融、厚生労働、教育など、ありとあらゆる分野が関連してきますので、広い視野と豊かな知識、多角的な価値観が必要となります。一見、難しそうですが、実際にやってみることが第一です。ここで学んだことは、必ず大学生活に役立つことでしょう。

なお、模範議会プロジェクトは、特定の政治的立場を表明したり、支持・反対したりすることを目的とするものではありません。

それでは、プロローグの設定に従って、議員秘書になったつもりで国会

審議について学び、質疑・答弁の作成作業に取りかかってみましょう。

* * *

まず、ここからは、国会質疑を理解するための技法について、理論的な説明をしていきます。もっとも、まだ国会質疑がどういったものかというイメージもわかないところでしょうから、1度読んだだけで終わりにせず、作業を続けながら、ここでの内容を読み直し、自分の作業(実践)と理論とが整合しているかどうかを適宜確認してみてください。

そして、模範議会が終了した後も、一連の自分の作業を振り返り、ここで述べられる理論とどこがどう違ったのか、また、どうして違ったのか、 理想的な質疑とは何かということを問い直してください。模範議会プロジェクトは、一過性のものではありません。

Ι 国会審議の手順

1、概略--法案の提出から成立まで

国会は、「国の唯一の立法機関」(憲法41条)とされ、法律を作る権限が与えられていることはご存知のことと思います。では、「法律」は実際にどのように作られるのでしょうか。あまりこの点を考えたことがない人は案外多いものです。

例えば、日常食べる「そば」を思い浮かべてください。そばを食べたことがあるけれども、実際にそばを作ったことがある人は、どの程度いるでしょう。実際に作ったことがないとしても、食卓に出されるそばがどう作られるのか、原材料の生産から加工・調理段階まで知っている人はどの程度いるでしょうか。

法律もそばも、完成品が天から降ってくるわけではなく、誰かが実際に作っているのです。最近では、口に入れる食べ物については、その原産地から加工段階まで気にする人が増えています。ならば、「法律」についても関心を持って当然でしょう。

何しろ、法律が我々の日常生活をかたちづくり、様々な行動を規律しているのですから。

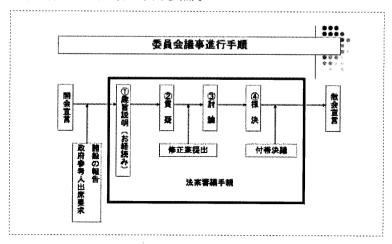
それでは、まず参議院Webページ⁹⁾で国会の仕組みを学んでみましょう。

2、委員会審查

(1)委員会での議事手続

国会での法案審議は、衆議院・参議院それぞれの本会議と委員会で行われますが、実質的な審議は委員会で行われます。これを「委員会中心主義」と呼びます。法案は原則として、内容的に最も関連する委員会に付託され、そこでの審査を経てから、本会議で審議されます。戦後、アメリカの連邦議会のやり方を導入したものです。

委員会での法案審査は、原則として①趣旨説明→②質疑→③討論→④採 決の順で行われます(下の図を参照)。



委員会での役割は、大きく3つに分かれます。

① 委員長…委員会の進行を行います。委員長から許可を得なければ誰も発言はできません。多数党の議員から選ばれますが、運営は公平・中立な立場で行うようにします。

⁹⁾ http://www.sangiin.go.jp/japanese/kids/index.html

- ② 委 員…委員会を構成する議員です。順に質疑や討論を行いますが、特に発言をせずに聞いているだけの場合もあります。最後の採決には必ず参加します。
- ③ 提出者…法案の提出者です。質疑者から法案に対して質問がされますので、それに答弁をして法案が成立するように努力しなければなりません。

法案の提出は国会議員か内閣(政府)が行いますが、政府が提出する法 案が圧倒的に多いです。政府提出法案の場合、原則として大臣・副大臣・ 政務官が答弁をしなければなりませんが、官僚が「政府参考人」として委 員会の許可を得て出席し、細かい数字などの説明をすることができるよう になっています。

(2)発言にあたっての注意事項

先ほども述べたように、必ず発言の際には、委員長の許可を得なければなりません。これは、委員・提出者共通のルールです。質疑だけでなく、趣旨説明や討論も同じです。具体的には、次のような流れになります。

山田太郎委員: [手を挙げながら] 委員長。

委員長:山田太郎君。

山田太郎委員:大臣にお伺いします。ゆとり教育によって学力低下が心配されていますが、これについての対策を教えてください。

鈴木花子文部科学大臣: [手を挙げながら] 委員長。

委員長:鈴木文部科学大臣。

鈴木花子文部科学大臣:お答えします。山田委員は、…。

なお、委員会の間、答弁者は質疑者のことを「○○議員」や「○○先生」ではなく、「○○委員」と呼ぶのが通例です。

(3)提出者の注意事項

提出者は、提出した法案を「審議して頂く」立場にあります。あまり下手に

出る必要はありませんが、丁寧な発言、応対をするように気をつけます。そして、法案の採決後には大臣・副大臣・政務官が起立をして、頭を下げます。

委員長:これより、採決に入ります。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

委員長:贊成多数。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しま した。

[大臣・副大臣・政務官は起立をして、礼をする。]

「賛成した委員は拍手。〕

なお、採決は起立式で行う場合もあります。また、特に異議がないと思われる事柄については、採決をせずに委員長が「異議の有無」を問う形式で決することもあります。これを「異議なし採決」などと呼ぶことがあります。

(4) その他

上記にもありますが、発言をしない委員も所々で出番があります。その一つが、「拍手」です。採決後に「お疲れ様」「よくやった」という意味を込めて拍手をするのはその一例です。

このほか、グループ(会派)の仲間が質疑で良い発言をした場合も、拍手で盛り上げると良いでしょう。ついでに「そうだ、そうだ」と後押しするのも一つの手です。この辺は、カラオケと同じ発想だと思ってください。

また、委員長が「ご異議ありませんか」と聞いてくる場合がありますので、その場合も「異議なし」と大きな声で答えましょう。「なし」にアクセントを付けるのがコツです。具体的には、次のような場面です。

委員長:政府参考人の出席要求に関する件についておはかり致します。 本日の審査のため、文部科学省初等・中等教育局長 佐藤一郎君の出席 を求め、意見を聴取したいと存じますが、<u>ご異議ございませんか</u>。

委員全員:異議なし。

委員長:ご異議ないと認め、さよう決定いたしました。

このとき「異議なし」と言うのは、委員会を構成する委員だけです。間 違っても、委員長や法案提出者が一緒に叫んではいけません。

3、模擬委員会

(1)役割分扣

それでは、台本(模擬国土交通委員会会議録)¹⁰⁾ にあわせて、次の役割 を定数ごとに選んでください。

- ① 委員長A…1名
- ② 委員(質疑をする役) B·C…2名
- ③ 国土交通大臣(趣旨説明・答弁をする役) D…1名
- ④ 副大臣(補足説明・答弁をする役) E…1名
- ⑤ 大臣政務官(答弁をする役) F…1名
- ⑥ その他の委員…1名以上

(2)委員会前の準備

役割が決まったら、A~Fまでの役割を分担する人の名前を下の台本に書き込みましょう。委員長役の人は、名前の読み間違えがないように、確認しておきましょう。

次に、委員会に適した座席配置をしましょう。座席については、委員の 座席の配列の形により、教室型=学校型、円卓型、馬蹄型の3種類があり ます。

会場にもっともやりやすい形式を選べばよいですが、学校の教室であれば、委員長が教卓に座り、委員長に向かって右か左に政府席を作ります。 委員長に近い席に大臣・副大臣・政務官が黒板を背にして座ります。

それに向かい合う位置に発言者の席を設けます。発言をする人は、発言 の順番が回ってきたら発言者席に移ります。

¹⁰⁾ http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/pub/gikai/080428programme01.pdf

(座席配置の例・教室型)										
	\circ	政務官		•	委員席					
	\circ	副大臣		•	委員席					
黒	\circ	大 臣		•	委員席					
板		委員長	♦	発言者席						
				•	委員席					
				•	委員席					
				•	委員席					

国会は衆議院と参議院から構成される二院制をとっています(憲法42条)。法案は、原則的にこの両院で可決された場合に法律になります(憲法59条1項)。そのため、一方の議院で法案が可決された場合、もう一つの議院に送付され、その議院で同じように委員会、本会議での審議を経ることになりますが、今回は、内閣が提出した法案が衆議院で可決され、参議院で送られてきたという設定で行います。

それでは、模擬委員会を始めてください。

4、模擬本会議

(1)役割分担

委員会を通過した法案は、衆・参各議院の議員全員が構成員となる本会議で審議されます。それでは、台本(模擬参議院本会議会議録)にあわせて¹¹¹、次の役割を定数ごとに選んでください。

- ① 委員長A…1名 ※委員会に引き続き同じ人が担当。
- ② 国土交通大臣 D…1名 ※委員会に引き続き同じ人が担当。
- ③ 参議院議長G…1名

¹¹⁾ http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/pub/gikai/080428programme02.pdf

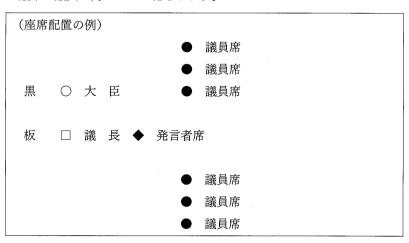
④ その他の議員…1名以上

(2) 本会議前の準備

役割が決まったら、A・D・Gの役割を分担する人の名前を台本に書き 込みましょう。議長役の人は、名前の読み間違えがないように、確認して おきましょう。

次に、本会議に適した座席配置をしましょう。座席については、議長席の前に演壇(発言者席)を設け、議長の右か左隣に大臣席を設けます。教室であれば、黒板を背にします。その他の議員は、それらと向かい合って座ります。

発言をする人は、発言の順番が回ってきたら演壇に移ります。一般に、 議長に向かって左側から演壇に登り、発言が終わったら右側から降りま す。その際、議長に一礼して登壇・降壇をするほか、発言前と発言終了後 に議席の議員に向かって一礼をします。



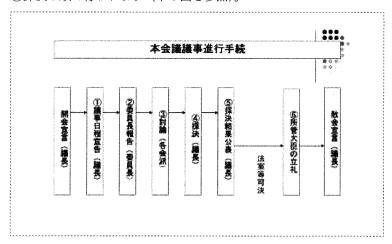
議席にいる議員は、①委員長が登壇するとき、②委員長が発言前に一礼をしたとき、③委員長が発言終了後に一礼したとき、④委員長が降壇するとき、⑤議長が採決結果を述べたときなどに拍手をして、議事を盛り上げてください。

大臣は、採決後に議長が「可決されました」と述べた後、起立して一礼をします。なお、参議院の採決は、押しボタン式で行われます(場合によって、記名投票や起立採決、異議なし採決をする場合もあります)。ここでは、議長が投票の呼びかけをし、議員が投票をしているものとしますので、実際に投票をする必要はありません。

(3)議長の注意事項

参議院議長は、衆議院議長・内閣総理大臣・最高裁判所長官と並んで 「三権の長」と呼ばれ、我が国で最高位の公職にあります。従って、威厳 をもって議事運営にあたるようにしましょう。

議長席に着く際には、一礼をし、議事の開始を告げる前に2回ギャベル (木槌)を叩きます(ギャベルがない場合は省略しても構いません)。委員 長が発言を終えてから採決をしますが、その際、委員長が議席に戻るのを 待って、採決に入るなどの配慮を見せましょう。実際の投票はしません が、周りを見回すくらいの適当な時間をもって投票を締め切るように、演 じてください。本会議での法案審議は、原則として①委員長報告→②討論 →③採決の順で行われます(下の図を参照)。



それでは、本会議の議事を始めましょう。

5、次のステップへ

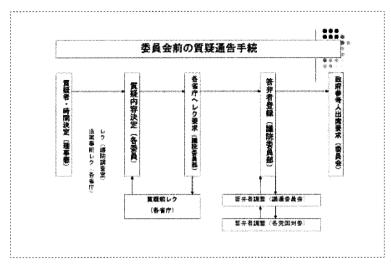
(1) 実際の審議の様子を見よう

模擬委員会、模擬本会議を通じて、審議の様子が何となく把握できたと思います。それを踏まえて、実際の国会における委員会や本会議を見てみましょう。国会の委員会や本会議はインターネットの中継で見ることができます。また、一定期間、録画を見ることもできますので、模擬委員会・模擬本会議と照らし合わせながら、見てみてください。

また、機会があれば、実際に国会に行って会議を傍聴するのも良いで しょう(なお、委員会の傍聴は国会議員の紹介が必要です)。詳しくは、 衆議院、参議院のWebページを参照してください。

(2) 法案審査の要----「質疑|

以上の内容を踏まえ、ここからは「台本」を自分たちで作り上げていきます。委員長の発言などの基本的なところは変わりませんが、課題となる法案 を題材にして、質疑・答弁の部分を考えます。質疑をする委員は質問内容を 事前に政府側に「通告」をし、政府側は想定問答集を作って委員会に臨みます。



通告手続きについては、上図を参照してください。

それでは、どういう質疑が行われるのが理想的なのでしょうか。

Ⅱ 質疑の規範的構造

1、国会質疑の特徴

まず、国会で何故「質疑」が行われるのか考えてみましょう。そのため に、通常行う「質疑」と異なる特徴を挙げてみます。

(1) 事前の準備に基づいて行われるものである。

特徴の一つは、事前の準備がなされることです。国会議員は、所属する委員会の開催が理事会で決まり、自分の質疑の出番・持ち時間が決まると (所属会派の国会対策委員会から指示されることが多いです。)、何を質疑 するかの検討を始めます。

質疑の項目が決まったら、関係する省庁に「事前通告」を行います。各省庁は、国会の中に連絡室という組織を設け、議員の質疑への対応を取りまとめます。そして、省庁内の担当部局へ質疑の対応を指示し、想定問答を作成するのです。このように、国会質疑の慣例として、前日までに質疑内容を通告し、事前に答弁の準備ができるようにしておくことで、手元にデータがないから答えられないといった状況を回避するとともに、貴重な質疑時間を有効に使うことができるのです。たまに、スキャンダルの追及などの目的でだまし討ち的に行う質疑もありますし、また、曖昧な内容の通告しかしないで政府を困らせる場合もありますが、それはごく例外です。

質疑は、議案の疑義を明らかにするものですが、取り上げる内容に特に制限はなく、議案を離れて政府の政策を題材にすることも可能ではあります(そうはいっても、あまりにも議案とかけ離れた無関係な質疑をして政府を困らせたりすると、後で所属会派の理事や国対に怒られます。)。かといって、議案になっている法案を逐条審査(1条から条文を読み、その意

味を明らかにする形式の審査) する必要はありません。

でも、聞けば分かることだったら、何も国会の場ではなく、役所に資料請求したり電話で問い合わせたりすればいいのではないでしょうか。それでも、あえて国会で質疑を行うのは――それも衆参両院で、複数の議員が同じような内容の質疑をすることも多い訳ですが――どうしてなのでしょうか。

あえて事前に調整をして、質疑についてのシナリオづくりのようなことをしているのでは茶番劇を演じるのと同じです。それで良いのでしょうか。

まず、この点をよく考えてみてください。

② 国会議員の質疑権の行使として行われるものである。

特徴の第二は、国会議員の質疑権という権限行使として行われることです。つまりは、政府へのお願いとして任意に質疑を行っているのではなく、議員の職務行為の一環として実施されている訳です。この点、憲法の想定する議員の働きとは何かをどう考えるかによって、その意義は様々に変化することでしょう。

質疑内容によっては、各省庁から部局の担当者が議員を訪問し、「レク」(レクチャー)を行い、そこで問題が解消すれば(ex.あえて質疑として取り上げる価値がない、すぐに質疑をする必要がないなど)、質疑項目から「落とす」こともあります。中には、政府が「質疑で取り上げて欲しくない」事柄について、政府の側から質問しないよう懇願してくるという場合もあります。逆に、法案に関心のない与党議員が、特に質疑をする必要もない場合、与えられた質疑時間を消化するために、質疑内容を各省庁に作成するよう「丸投げ」してしまう場合もあります。そうなると、政府提出法案の意義をアピールするための質疑・答弁が行われることになるのです。

いずれにしても、質疑そのものが目的ではなく、質疑を終えたその先に ある何かを目指した行為であるということがいえるでしょう。

③ 質疑の内容は公開されるものである。

さらに、最大の特徴は、原則的に質疑の内容が公開されるということです。本会議は公開を原則としていますが、公開されるだけでなく、会議録という文書の形式で後々まで記録に残されます(憲法57条)。それは、国会という国家機関の活動の足跡であると同時に、その当時、国会は何を知りえたのか(または、知りえなかったのか)ということを示す公的証明文書でもあります。

委員会は原則非公開ですが、実際には、報道関係者や議員の紹介を受けた一般の人に対して、委員長が傍聴の許可をしています。そして委員会における質疑等についても会議録(衆議院では「委員会議録」、参議院では「委員会会議録」と呼びます。)が作成され、本会議の会議録とともに、インターネットを通じて広く一般に公開されています¹²⁾。

だからこそ、国会での発言は非常に重いものになります。質疑者は政府の責任者である大臣から様々な言質を取ったり、失言させたりしようと、揺さぶりをかけ、答弁者である政府側は、質疑者の思い通りにならないよう、精一杯の防御をしていきますが、それもその発言内容がそのまま会議録に残ってしまうということから来るものです。

そうした中で、形成される「認識」が、国会としての認識となり、それが後の立法活動を正当化する基礎となっていくのです。そういう点からすれば、質疑は、国会という国家機関における「立法事実の発見」のための活動であるということができるでしょう。立法事実については、後に説明をします。

2、国会質疑の意義

それでは、以上のような国会質疑の特徴から考えられる質疑の意義について述べていきましょう。

¹²⁾ http://kokkai.ndl.go.jp/

① 国会の情報収集活動の一環として行われている。

まず、質疑とは何ですかと問われると、「議案等について疑義(不明な 点)をただす(明らかにする)こと」と答えるのが一般的です。ただ、こ れは、質疑が何であるかという説明には十分ですが、何故行われるのかに ついては、明らかにしていません。

そこで考えていくと、まずは国会の情報収集活動の一つとして行われるということが指摘できます。国会の情報収集というと、両議院に与えられた国政調査権(憲法62条)が思い浮かびます。そして、国政調査権が議院の情報収集活動であり、それを通じて国民の知る権利を充足するものであることについての異論はないところです。このような強制力をもった国政調査権と議員の行う質疑を同列に扱うことはできませんが、結局、質疑も情報収集機能を果たすという点で共通します。

なお、情報収集というと、秘密裏に行われるイメージがあるかもしれませんが、国家の情報収集・分析・評価活動の8割以上は、公開情報(open source)によって行われるとされます。聞けば答えられるような情報であっても、情報活動には欠かせない要素になるのです。

そのような公開情報であったとしても、それが国会という公開の場で、記録に残る形式で発言されることは重要なことです。公開情報には、その信憑性が高いものから低いものまで様々あります。インターネット上にも、無数の情報が存在していますが、実際に役に立つのはほんの数%程度でしょう。その点、国会質疑での情報は、発信元が政府ですから、かなり信憑性の高い情報として扱うことができます。このように、犯罪捜査活動や行政機関の調査活動とは異なる情報収集権限が国会には認められている訳です。

以上の通り、質疑には信憑性の高い情報を国会が収集するという意義が 含まれています。 ② 政府に説明責任(accountability)と応答責任(responsibility)を負わせる。

でも、政府が虚偽・誤認に基づく情報を述べていたらどうなのでしょう。そのような情報を集めることにも意義はあるのでしょうか。そこで、再び公の記録に残されるという点に着目してみましょう。もし、政府が出した情報に過誤があれば、政治的な責任を問われることになるでしょう。だからといって、国会から求められているのに、答弁を拒否することもできません。政府は国会に対して、説明責任と応答責任を負っているのです(憲法63条)。

憲法が議院内閣制を採用しているのは、このように政府(とくに内閣)の存立基盤が国会からの信任にあるように統治制度を構築しようと目論んだからです。その結果として、質疑に対しては答弁で応じる、さらに、その答弁内容については責任を負うということが必然的に求められるようになるのです。

このような見方をすれば、質疑は国会による行政監督活動の一つであるといってもよいでしょう。

③ 議員の後々の投票行動を正当化する。

そして、こうした質疑を経た後であれば、おおよその「事実」が明らかになり、それをもとにした行動についての判断が可能になります。逆に言うと、その後の行動についての判断を正当化するためには、事実を明らかにしなければならないということです。

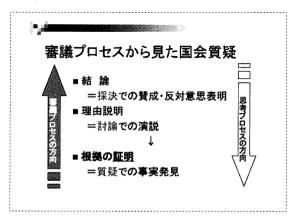
国会においては、それが議員の投票行動として表れます。そして、その 行動の前段階での意見表明が討論です。国会で「討論」というのはいわゆ るディベートではなく、賛否を明らかにした上で、その理由を述べる演説 です。

つまり、質疑の段階で「事実」は明らかになっていません。質疑が尽き た段階をもって、質疑の終局を委員長が宣言し、各議員が討論を行い、そ れが採決という行動につながっていくはずなのです。そう考えると、質疑は、その後に続く討論・採決というプロセスの過程にあるということが言えるでしょう。

なので、<u>討論・採決と全くかけ離れた質疑をすることは、</u>議員の投票行動を正当化する上で、役立たないことになります。

3、審議プロセスから見た国会質疑

です。



すなわち、議員の頭には、採決段階で議案に賛成するか反対するかという結論が置かれ、討論においてその理由が述べることが構想されるのです。そうなると、その理由を探し、それが「正しい」ことを証明する根拠が必要になります。それが、質疑における事実発見の作業ということです。

それが、国会での審議プロセスとなると、逆ルートを辿るということになるのですから、果たして質疑はスタートラインなのでしょうか、それともゴールなのでしょうか。

4、模範的質疑の構造

国会で現実に行われている質疑は、まさに上記で示した思考プロセスを

辿っているように思われます。政党ごとに法案の結論を最初から決めているので、個々の議員の質疑内容もそれを強く反映したものになってしまいがちです。各政党では党議拘束により、議案に対する賛否の判断を所属議員に強制していますので、なおさら各議員の質疑内容は限られたものにならざるを得ません。ただ、これでは、質疑に時間を費やす意味がないのではと思われるでしょう。全くその通りで、国会審議の形骸化というのは、このような硬直化した思考プロセスの結果といわざるを得ません。

では、結論を定めずに国会の審議プロセスに従った質疑を行えばよいのでしょうか。全く結論に対して中立的な立場からの質疑というのも、実はあまり意味がないのです。事実発見は、特定の価値判断から明らかになるものですから、結論なき質疑は、質疑そのものが目的化してしまうおそれがあり、質疑が終局できないとか、質疑は終局したけれど、結論がでないということになりかねません。

議会は、哲学者の学会ではありません。立法権を行使する国家機関として、限られた時間の中で、その時点での「事実」を発見し、結論を示さなければ国政の停滞を招いてしまうのです。したがって、結論を定めずに質疑を行うというのは、やはり理論的にも現実的にも適切ではないと言わざるを得ないのです。

そうすると、第三の道を模索する必要があり、それが「模範的質疑」の モデルになると考えます。そして、その方法は、あたかも数学の証明と同 じように、事実と論理を積み重ねて結論に至る姿勢が必要であるというこ とです。まずは「仮定」を立て、そこに至る「論理」を組み立て、それを 証明するための「事実」を探知するということです。その事実を探知する 方法論が質疑ということになります。ここまでだと、議員の思考プロセス と大差ないように思われますが、前提となる仮定は、論理と事実の考察に あたり適宜見直されるべきであるという点が、大きく異なる要素です。 そこで、まず企画運営者は、直感的にでも良いので、法案に賛成するか反対するかの態度を決めてみるという「結論の仮定」をしてみることが必要です。その上で、仮定した結論を支えるための論理構成を行います。そこで、討論文の作成にあたっては、その形式にのっとり(ex.「反対する理由の第一は、…」)、仮定を正当化しうる理由を想定されるものも含めて羅列していくことになります。

そして、その理由を答弁として引き出して、事実を探知するために質 疑内容を構想していくことになります。

Ⅲ 立法事実の発見

1、立法事実

ある法律を作ることを根拠付ける社会的事実を「立法事実」と呼びます。 逆に言えば、立法事実を欠く立法は、存立根拠の正当性がないことになり ます。そして、立法事実を欠いた法律は、裁判所の違憲審査によって、違 憲判断が下されることもあるのです。

ここで注意すべきは、単に「世論の多数が支持している」という事実のみでは、立法事実にならないということです。また、宗教規範や道徳規範も、近代国家においては立法事実となりません。原則的に、経験的に実証が可能な事柄、すなわち科学的に証明できることが、立法事実の基礎となります。

ただし、例外的に物語り(narrative)という虚数的要素が法に含まれていることがあります(ex. 社会契約説)。虚数的要素は、経験的科学的に証明できない要素を有していますが、それが実数的要素を正当化づける立法事実となることもあるのです(ex.国民主権(虚)→国権の最高機関としての国会(実))。この点は、理解が難しいところでしょうが、実数的要素と虚数的要素の見極めをしていかないと、空理空論やイデオロギー論、精神論への誘因となる危険性をはらむ点に注意しなければなりません。

さて、このような立法事実の発見というのは、賢慮(prudence)の営みであるということができます。そして、法学(jurisprudence)は、伝統的に論理と証拠(事実)に基づく法の営みを支える理論を考察してきた学問です。また、立法学(legisprudence)という学問領域が最近提唱されているところですが、これも、大衆(demos)と規範(nomos)の声を聞きつつ、論理と事実に基づく営みとしての立法のあるべき姿を提示すべく模索している学問として構築されるべきであると思われます。

そうした中にあって、立法活動の中核となる質疑の模範的形態はいかに あるべきかは、まさに賢慮の営みでなければならないのです。

別の視点で言えば、立法作用も司法作用も事実発見の営みである点において共通するという点を忘れてはならないということです。もちろん、議会においては、政治的妥協、党利党略などから、意図的に歪められた事実に基づいて意思決定がなされることが多いのは事実です。だからといって、そうした模範的形態を歪める常態が「正しい」訳ではないのです。

ただ、抽象的には、そうしたことが言えるのですが、具体的にはどうしたらよいのでしょうか。次に、立法事実発見の技法について詳しく見ていきましょう。

2、立法事実発見の技法

(1)全知の神のみ知る事実

このことを考える上で、次の大前提が存在することを確認しなければなりません。「事実は、全知の神を除いて誰にも発見できない。」ということです。だからあきらめるというのではなく、神ならぬ我々人間は、少しでも神の領域に近づく努力が不可欠であるということになります。逆に、この点を認識せずに、事実を発見できると思うのは、人間の傲慢さの現れであると言わざるを得ません。

特に、近年、情報過多とも呼べる社会状況にあって、「本やネットで調べれば分かる」「人に聞けば分かる」という思考が蔓延しているように思

われますが、これは放棄すべき思考形態です。なぜなら、氾濫している情報を調べたのは、所詮不完全な存在である「人間」な訳です。そこに間違いや虚偽が含まれることを自らが疑うべきで、例えば、少なくとも、根拠となる第一次資料を参照することが不可欠であるといえましょう。

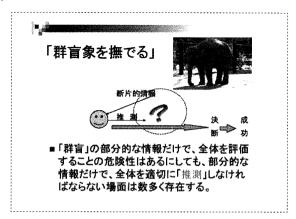
立法事実の発見のためには、情報ソースの信頼性を確認しながら作業を 進める必要があるのです。

(2) 群盲像を撫でる

立法事実の発見には、インテリジェンスの技法が必要になります。これは、①情報収集・②情報分析・③情報評価の段階を経て行われます。①の多くは、新聞やテレビ、書籍などの公刊情報で済みます。ただ、情報過多の現在においては、それを取捨選択する能力が必要とされます。②の部分は、収集した個別情報を洞察して、そこに含まれる情報の価値を引き出していく作業です。③の部分は、②を経て得られた情報を組み合わせ、全体像を把握する作業です。このような作業の過程を情報処理と呼びます。

ここで、「群盲象を撫でる」という例え話をもとに、情報処理過程の意 義を説明しましょう。

「多くの盲人が象を撫でた。象の鼻をとが、象の鼻とはが、なかにクだでものだった。を動い、カチンカたいなが、カチンななった。 エモル はん こう できる はん こう できる はん こう にん いん こう にん こう こう にん こう こう にん こう にん こう にん こう こう にん こう にん こう にん こう にん こう にん こう こう にん こう にん こう にん こう にん こう こ



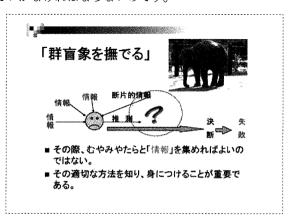
た者が、大きなウチワみたいなものだと言い、足を撫でた者が、丸太のようなものだと言い、尻尾を撫でた者が、ひものようなものだと言い、…。|

これが、「群盲象を撫でる」という話ですが、その意味は、多くの盲人が象を撫でて、それぞれ自分の手に触れた部分だけで巨大な像を評するように、凡人が大事業や大人物を批評しても、単にその一部分にとどまって全体を見渡すことができないことをいいます。

我々は、たまたま眼が見えるので、像の全体の姿が分かっています。でも、それができない人々が集まって、思い思いに像を撫でてみても、決して全体像は明らかになりません。つまり、「群盲」の部分的な情報だけで、全体を評価することには、危険性があるということを認識しなければなりません。大勢の人間が言ったからといって、それが正しいとは限らないのです。大衆(demos)による統治(democracy)は、そういう意味で危険をはらんでいるのです。

ただ、そうであるとしても、部分的な情報だけで、全体を適切に「推測」しなければならない場面は数多く存在します。高校生が、納得いくまで大学選びをしていたら、いつまで経っても入学はできないでしょう。 そもそも自分の将来に対して、すべての人間は「群盲」なのです。このように、限られた情報の中で、決断を迫られる場面に直面したことがない人間はあまりいないでしょう。立法事実も同様です。「国会で議論を尽くせ」とは良く言われるセリフですが、全員が納得いくまで情報集めにまい進しても、事実は見つからないのです。むしろ、現在ある情報の中から、決断すべき方針を作り出していかなければならないのです。

将来を正確に予測するのは不可能で険性をいることにするととにするととはして可能でが、たってますがくせいできなくなっていることはない、づのよっなないないとでいる。



う。そのために必要なのが「情報」なのです。ただ、その際、むやみやた らと「情報」を集めればよいのではありません。その適切な方法を知り、 身につけることが重要なのです。

日本人は「情報」という言葉が好きで、その重要性を訴える人やメディアは多いが、情報収集・分析を科学として捉え、客観的に扱うという点に関しては無視される場合が少なくないと言われます。国会議員から情報を寄こせと言われた場合、意味のない情報も含めて大量の資料を提供するのは、官僚の常套手段です。でも、それだけで満足してしまう議員が多いのも確かです。

情報の意味には、違いがあり、本当に必要な情報とは何かが分かっていないので、そういったことが起きてしまいます。

例えば、英語では「情報」という言葉の意味が次のように区別されています。

- Data…細かく分かれた個々の現象や定量的な特性で分類しているが、それだけではまだ何を意味するのかわからない種類の「情報」。
- Information…Dataを種類ごとに集めていくつかの意味を持たせた「情報」。
- Intelligence…Informationを分析、評価(洞察)した「情報」。

ところが、日本語にはこうした区別はなく、一律に「情報」と呼ばれる訳です。これを野菜に例えていうと、右図のようになります。

「情報」という言葉の意味

野菜で例えて言うと、

- Data・・・野菜売り場の野菜(種類ごとに並んでいるだけの状態)
- Information・・・買ってきた野菜(何らかの目的に合わせて選んだが、食べられる状態ではない)
- Intelligence・・・カレーの具になった野菜(手が加わり、食べる価値のある状態)

このうち、特に「信頼性の判断が伴った情報」(Intelligence)と「単なる情報」(Information)が混同されている場合が少なくありません。でも、

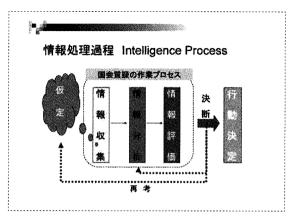
それは、材料だけ並べて、「カレーをどうぞ」と言っているに等しいことなのです。「単なる情報」に洞察 (Insight) を加えて、初めて意味のある 「情報」 (Intelligence) になるということを認識しなければなりません。

そして、適切な判断をするためには、「情報処理過程」(Intelligence Process)と「情報処理技術」(Intelligence Method)を理解すべきなのです。とかく「情報処理」というと、パソコンの使用方法を習うことを意味してしまっているのですが、もちろんここでの情報処理はその意味ではありません。Intelligenceにあたる情報処理が必要になるのです。

わが国でIntelligenceというと、内閣情報調査室や警察庁警備局、公安調査庁、防衛省統合幕僚監部情報本部、外務省国際情報統括官組織などといった情報機関(Intelligence Agency)がそれを主に担当しているのですが、これらの機関が行っているIntelligenceは、あらゆる仕事の基本であって、決して、特殊な任務ばかりではないということは認識しなければならないことです。

情報処理過程と技術に関しては後述しますので、ここで詳細な説明をすることは省きますが、模範議会の企画運営者に必要な限りにおいて、特にグループワークの方法に関する注意ということで、情報処理の技法について説明していきます。

(3)情報処理過程と国会質疑



要なことは、一通りのプロセスを経て決断に至るのではなく、決断の段階で再考の余地を考慮しなければならないということです。それは、作業プロセスの再考ということにとどまらず、仮定の再考ということも含みます。そこで、「新たな仮定」が設定され、これまでの作業プロセスが一からやり直しということもあるでしょう。しかし、それこそが情報処理過程において重要なことです。全知の神ならざる人間だからこそ、こうした過程を辿る「特権」があるということを楽しむ姿勢がないと、情報を扱う資格を得ることはできません。情報を持たない者に自由はありません。情報を与えられるだけの人間は、その意味において、情報の奴隷と同義になります。

3、模範議会グループワークの構造

(1)個人作業と集団作業

この模範議会において、情報処理過程の重要な役割をはたすのは、言うまでもなくグループワークです。各グループが、メンバー共通の空き時間に図書館などに集まり、作業をする訳ですが、そこで行われるべきは、今まで述べてきた情報処理の作業なのです。

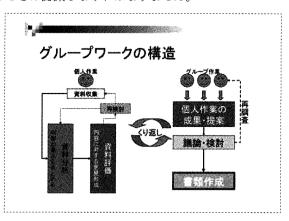
このプロジェクトに「模範」議会との名称を付しているのは、まさに議会のあるべき活動を学生に実践してもらい、「模範」的な議会を体現してもらうことにあります。

しかしながら、企画運営者も国会議員と同じ人間です。全知の神ならざる人間の特権を忌避して、情報の奴隷と堕してしまうことも少なくありません。その結果は、第1回の課題として如実に表れてきます。まずは討論文を見れば、グループとして立てた仮定と発見した「事実」の質が明らかになります。そして、討論文と想定問答集の連関を見ると、グループ内での事実認識が揃っているのか、バラバラなのか、本当にちゃんと調べているのか、手を抜いたグループワークをしていないかといったことが伝わってきます。

実際に集まることはなくても、情報化社会の現在です、メールでもチャットでも、ネット経由の通話でも、工夫すれば情報処理・情報共有の機会はいくらでも作れます。もっと言えば、集まらなくてもできるグループワークの作業もあることは認識しなければなりません。

グループワークという名称から、どうしても、グループををういた。 グループでをする というイメージを持ちがますが、それは偏った理解でない人間も進備のない人間

が集まったところで



何になるのでしょうか。上記の図に示したように、グループワークは2系統で行う作業を統合することが重要です。半分は個人作業、もう半分は集団での作業であるということです。集団作業に臨むにあたって、各個人はまず自分で資料収集・分析・評価と再検討という作業プロセスを行わなければなりません。その上で、集団での作業に臨み、個人作業の成果や提案について議論・検討し、必要に応じて再調査をして、個人作業にフィードバックしていくということを繰り返すのです。そうした中で、やがてグループとしての「事実発見」が可能となってくるので、それをもとに決断し、課題となっている書類作成に入るということに至ります。

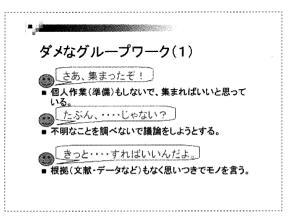
野球選手がトレーニングは選手が集まったときにやるものだといった ら、いつまでもレギュラーにはなれないでしょう。集団でやるべきことは 集団でやるべきですが、個人でやるべきことも多いのです。グループワー クはそうした個人と集団の作業によって成り立っています。

(2) ダメなグループワーク

グループワークの方法について正解は存在しませんので、各グループの 創意工夫で実施すればよいのです。しかしながら、明らかに誤ったグルー プワークの方法は、存在しますので、その点だけ指摘しておきましょう。

① 個人作業なきグループワーク

個人作業もしないで、ただ集まればいいと思っているグループワークは、何も生み出しません。3人寄るだけでは「文殊の知恵」も浮かびません。もちろん、初回で作業方針



を決めるといったことならば別ですが、集まったときだけが作業時間というような設定をしてしまっているグループは、内容を伴った課題を作成するには程遠いことになるでしょう。

たとえば、国会審議がどのような手続で行われるのかを改めて資料を見て確認するとか、実際の国会審議がどうなっているのか国会のWeb上の動画で確認するとか、基本中の基本事項は誰かに指示されるのを待つものではありません。以前、グループワークで作成した想定問答集に「さて、討論文でも申しましたように…」という笑えない内容を記したものを提出したグループがありました。つまり、国会質疑が質疑→討論の順で行われていることを認識していないのです。当然、企画運営者会議で説明しているので、それが何か分からなかったことが問題ですが、それ以上の問題は、そうした明白な間違いが複数人で顔を突き合わせて作業しているにもかかわらず誰も疑問に思わなかったことです。個人の一人ひとりが着実に準備

をしていれば、間違いだと明言できずとも、違和感を覚えるくらいのこと はできたでしょう。

② 不明なことを調べない

既に述べたように、賢慮(prudence)の営みは、論理と証拠によってなされなければなりません。そうした中で、確たる証拠が不明なままでは議論の進めようがありません。証拠は議論の部品ですから、一つでもいい加減な部品が使われていれば、不良品の議論ができあがってしまいます。分からないことは一つずつ明らかにしていくという着実な作業を避けてはいけません。情報収集は作業の第一歩です。

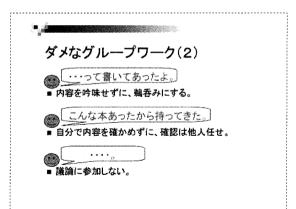
③ 根拠なき議論

仮に証拠があったとしても、それを適切に評価できないと証拠としての価値はないことになります。収集した情報を勝手な思い込みや偏見、思いつきで評価しては、誤った全体像を生み出すことになります。特に、法解釈については、定まった方法論がありますので、「条文に書いてあった」からといって、それを文面どおり扱っていいのかどうか、慎重に作業をしなければならない場合があります。そういう罠に陥らないために、専門家が書いた基本書や解説書に依拠しなければなりません。「平和」だの「健康」だの「安心」だのと、抽象的な言葉を振りかざすのみで、具体論を伴わない議論も論外です。

④ 文面の鵜呑み

例えば、新聞記事をそのまま鵜呑みにして、それが「正しい」ものとして扱うのも適切ではありません。特に、意見や見解については、異なった角度から見ていかなければ、一方的な考えに辿りつき、結果として議論の破綻を招くことになります。「…と書いてあった」として、それがどういう文脈で述べられているのか、あるいは主張している人間の政治的な立場

はどういうものか、別の主張と比べるのかにこれでいったことをのかいないの意見でありのようにしてのはいるのははなった。そのなりによった。そのなりによったで、そのなりによったで、まかいとでありたける。



⑤ 情報分析を他人任せに

とにかく情報収集だけをやって満足してしまう者が多いのも事実です。 でもそれは、料理の材料ばかりを買い集めてきて、全く料理を手伝わない のと同じことです。特に、情報分析は、多角的な視点から情報を処理しな ければならない作業なので、集団作業で意見を出し合って、議論をしなけ ればなし得ない事柄です。

内容もわからず情報を持ってくるだけでは、他人の負担を増やすばかりで、かえって足手まといになるということを自覚しましょう。いい加減な成果を持ってきて、「これどうですか」などと聞くのは、相手に「お前考えろ」と言っているのと同じです。まずは自分なりに調理して、その上で、他人の評価を求めるというのが正しいやり方です。

右から左に情報を流すことが情報処理ではありません。手元に情報があっても、それを活用できないのは持っていないのと同じことです。

⑥ 議論に参加しない

議論に参加しないというのは論外です。それは、個人作業を真面目に やっていない証拠でもあります。集団作業での議論で沈黙するというの は、暗に「自分が無知だ」と主張しているようなもので、恥ずかしいこと

だと自覚しましょう。

大学では、賢いことをひけらかす必要はないですが、隠す必要もありません。堂々と思ったことを投げかけて、他人の反応を伺ってみましょう。 熟慮と討議がない民主主義は、多数決で手を挙げるだけの民主主義になってしまいます。

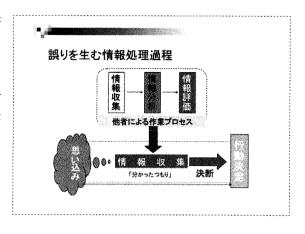
(3) インテリジェンスに王道なし

情報処理に関して、大学生でその意義を的確に理解し、実践できている 者は非常に少ないと思われます。

その例が授業で課されたレポートを作成するのに、インターネット上からコピー&ペーストしてくるとか、たまたま図書館にあった本から、ダラダラと抜書きをしてくるといった事象です。本人としては、たまたま手を抜いているからそうしているだけで、ちゃんとやれば、レポートも書けると思い込んでいるでしょうが、実際はそうでもないというのがほとんどだと思われます。学生にいざ卒論を書かせると、そのことが明白になります。レポートと違っ

て、一定の字数を書かないといけないと抜けでは対応しません。しかも 何 全 を みると、 何 全 を 分からない支離滅 な ものが出来上がっ

てきたりします。



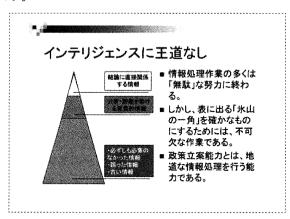
それというのも、情報処理に関して誤った認識を持っているからなのです。上記の図で示しているように、まずは「思い込み」からスタートし

て、収集・決断・決定まで一直線で、再検討をすることはありません。しかも、肝心の収集部分はコピペか抜書きしか知りませんし、できませんから、再検討の機会が生まれないのです。そして、収集しただけで分かったつもりになっていますが、それも他人による作業プロセスに寄生しているだけのことで、自分の頭は情報処理のために使っていません。

したがって、日々、そうしたコピペのレポートばかりを書いていると、 適切な情報処理のために頭を使わないことになりますから、2万字を超 えるような論文を書けといわれても、無理な話ということになります。 2000字くらいのレポートや小論文ならごまかせても、ある程度の分量を こなすには、「基礎体力」がなければなりません。

しかも、他人の受け売りの情報収集だけで満足してしまっていては、自分なりの価値観が形成されず、自分で問題解決の指針を見出せないことにつながります。他人に寄生した偽りの個性で満足しているようでは、いつまでも囚われたままです。

右の図にあるようのに、情報処理作業ののでは、「無駄」なりないでは、「無駄」ないに直接関係の決しに直接関係の決しいのでは、その10



倍程度の氷塊が沈んでいるのと同様、氷山の表出部分を大きくしたければ、沈んでいる部分を大きくしなければなりません。そもそも「無駄」かどうかは、全知の神でなければ知りえない事実ですから、人間である以上は、実直に情報収集を重ねるしかないのです。そのようにして、情報を積み重ね、事実が見えてくれば、取るべき進路は自ずと見えてくるもので

政策立案というと、「思いつき」や「ひらめき」のように捉えられがちですが、実際は、政策立案能力というのは、地道な情報処理を行う能力に他なりません。思いつきで、人気取り政策を示して、国民の支持を集めるのは、短期的には有効ですが、実現不可能であるという事実が後で分かって、その対応に当初の何倍もの労力をかけなければならなくなるというのでは政策立案をする意味がありません。

社会科学は実験に適さない分野であり、実験によって人が不幸になってもいけないのです。そうならないためには、情報処理こそが社会を統治していく上で不可欠であり、また、自分自身の能力を向上させる上でも必要不可欠であるということに気付いて欲しいところです。

* * *

「人間ならば誰にでも、現実のすべてが見える訳ではない。多くの人は、見たいと欲する現実しか見ていない。」とは、カエサルの言葉です。 見たいと欲する現実に惑わされて、誤った選択をすることが「自己責任」 の一言で片付けられてはならない場合があります。それが国の政治です。

* * *

模範議会では、模擬法案の国会審議を通じて、国会の事実発見作業を企 画運営者に実践してもらいます。それは誰しもが手探りの作業となるで しょうが、地道に一歩一歩作業を進めていくほかありません。「国会の審 議を活性化しろ」というのはたやすいですが、具体的で現実的な提案は、 ほとんどありません。模範議会では、それが質疑にあるとの前提で、議会 の模範像を模索しようとしています。

企画運営者は、そうした問題意識を持ちながら、情報処理過程の意義について理解し、それらの実践として各種の課題を処理していくことが必要です。おそらく手を抜こうと思えばいくらでも抜けるでしょう。単位だけもらって、後は知らないという発想もあるでしょう。でも、それは、現実の政治家を自ら体現してしまっているということ、図らずも、国民から非

難されるべき「悪しき政治家像」を自分から擁護してしまっていることになります。そして、それが自分の「見たいと欲する現実」であることも忘れてはなりません。

(4) 国会質疑べからず集

それでは最後に、相応しくない国会質疑の形態を示しますので、こうし た質疑にならないよう、想定問答集も考えてみてください。

① 単発型

交番で道を尋ねるような質問であって、その後の議論の応酬が続かない 形態です。質疑は、言葉と言葉による討議/闘技の場でもあるので、やり 取りがない質疑は非生産的な内容になります。また、答弁内容が間違って いたり、不明確なものであるのに、質問のための質問をしてしまっている ため、その内容を追及しないというのもこれと同類として扱われます。

② 高圧的取調べ型

冤罪事件の取調べのような質問で、相手の見解をことごとく否定し、自分の見解を主張するだけの質疑も好ましくありません。相手の見解を否定するのであれば、どこがどう間違っているのか指摘するとともに、自分の見解が正しい理由を明らかにし、さらに、相手にその反応を求めることが必要です。絶対的に結論が定まったような質問は、質疑として不適切です。

③ 談話型

井戸端会議のような、聞いても聞かなくてもよいような質問も、質疑としてふさわしくありません。目的のない質問は、時間の無駄であると言わざるを得ません。

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡

4、 小 括

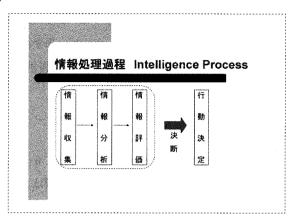
以上のまとめとして、模範議会に向けて、企画運営者は次のことに留意 してください。思っている以上に作業時間はありませんので、先手必勝で できることに着手しましょう。第1セッション~第2セッションでいかに 準備をするかが、その後の内容を充実させられるかどうかの決め手になり ます。

- 国会や行政機関の組織と作用に関する法制度や実情を把握し、その欠 陥や改善策について理解を深めること。
- 立法過程における質疑権という公権力の行使にあたり、そのあるべき 行使形態を考えること。
- 質疑・答弁の作成作業を通じて、インテリジェンス能力を身につける こと。

IV 情報処理過程

ここからは、実際に調査・作業を行うにあたって必要な情報処理はどのように進めていくのか、また、情報処理が必要なのはどうしてなのか、説明していきましょう。

情報処理過程は、 情報収集・情報分析・情報評価の順決 をあられ、行動決った。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 ではなった。 ではなった。 をいるのが通常です。



むしろ、再考がなされずになされた情報処理はその信頼度が低いと言わざ

るを得ません。

情報処理によって生まれる情報(インテリジェンス)の価値を高めるためには、情報処理過程を何度も往復するような作業が必要であると言えるでしょう。

ただし、国会質疑に関して言えば、議会は限られた日程で運営されていますので、いつまでも情報処理過程を往復している訳にはいきません。ある段階で情報処理過程を抜け出し、一定の決断に至るようにしなければならないのです。

その辺の見切りを付ける判断も、日頃から情報処理過程において真剣に 情報と向き合う中で徐々に身についていくことでしょう。

それでは、順に各プロセスでの留意事項を述べていきます。

1、情報収集

(1) オシント (Open Source Intelligence)

国会審議に必要な情報収集の多くは、公刊情報(Open Source)によって行われます。インテリジェンスといっても、強権を発動して資料を提出させたり、盗聴など違法に収集した情報を手に入れたりする必要は必ずしもなく、新聞やテレビ、書籍、雑誌など図書館や書店で入手できる情報からほとんど得ることが可能です。

従って、大学においては、図書館を活用することが質疑にあたって、最も重要な情報収集方法ということになります。このような公刊情報によるインテリジェンスをOSINT(オシント)と言います。国家機関においても、このオシントが情報収集の大部分を占める作業になります。民間企業においても、新入社員に新聞の切り抜きをさせるところがありますが、これがオシントになるのです。情報は持っているだけでは意味がありません。特定の目的に合わせて、情報を「切り抜く」作業が必要なのです。特に、現代のような情報過多の時代にあっては、情報の選別(Sort & Selection)が不可欠です。大量の情報の中から、優先順位を付けつつ、必要な情報を

遺漏なく収集すること、これを行うためには、該当する分野についての前 提知識が必要不可欠ですし、近い将来を見通す能力や関連分野を含めた広 い視野が欠かせません。たかが新聞の切り抜きであっても、オシント能力 が養われるとともに、その能力を判断する指標にもなるのです。

(2) インターネット情報の危険性

現代のオシントにおいて、インターネットは非常に有力な情報収集チャ ンネルになっています。しかし、その利用価値はというば 他の情報収集 チャンネルに比べてかなり劣っていると言わざるを得ません。その要因の 一つは匿名性です。誰でも匿名で発言できる空間には、発言に伴う責任が 存在しません。実話もデマもSFも同一の画面上に表れるのがインターネッ トの怖さであり、それらはすべて「情報」として扱われてしまいます。従っ て、インターネット上の情報を収集する際には、情報の出所を確認した上 で、その信憑性に見合った扱いをしなければなりません。料理で使う材料 も、口に入れることを考えると、いくら安いとはいっても、産地がわから ないようなものは買うのを避けるでしょう。情報も材料の「産地」が明確 であることが重要です。また、その「新鮮さ」も気にしなければなりませ ん。一度、インターネット上に置かれた情報は、放置されたままという ことがしばしばあります。ウェブサイトは作るよりも維持することの方が 労力がかかりますので、言いたいことだけ言って、あとは放ったらかしと いうサイトもかなり存在します。情報が古くないのか確認することも重要 です。さらに、その情報に含まれる価値観が偏っている場合もありますの で、その「毒性」についても考慮しなければなりません。この点は、「産地」 を気にすることでかなり把握することができますが、産地が確かでも、そ の当事者が自己弁護のために都合の良い情報だけを流している場合もあり えますので、どういう文脈でその情報を流しているのか探りながら、情報 収集は行わなければならないのです。例えば、政府が自ら掲げる政策を自 己批判することは考えられませんから、そこに挙げられたデータや資料の

解釈などについて、疑って扱うことが必要です。また、ネット上の情報は、情報発信者の判断で削除・改訂が可能ですから、本当にその情報が掲載されていたのかどうかを事後検証することが難しいことにも留意が必要でしょう。

もっとも、上記の点はインターネット上の情報に限らず、あらゆる公刊 情報において多かれ少なかれ共通する点ですから、情報収集をする際に は、上記の点を念頭に置いて作業を進めなければなりません。

(3) ノイズ情報

「枝を隠すには森の中に」という諺がありますが、都合の悪い情報を隠すためには、より多くの情報を流してしまうのが一つの方法です。このように、重要情報を隠すために意図的に流される情報を「ノイズ情報」と言います。例えば、世界的に注目される事件において、政府の陰謀を暴露するような情報が流され、人々がそれに喰らいついてしまうことがありますが、むしろその暴露情報自体が政府の流した虚偽情報で、本当はその背後に隠さなければならない事実が存在している可能性もあるのです。

ノイズ情報が流されているということは、何か重要な情報が存在しているということのヒントでもあるのですが、それだけ、情報の選別作業が増大しますので、情報処理に時間と手間がかかることは覚悟しなければなりません。ノイズのかけ方も一様ではありませんから、ここはノイズをかける側との知恵比べになります。

国会質疑でも、大臣に後ろめたいことがあり、それを追及する質問がなされたときに、無関係な論点を持ち出したり、はぐらかしたりして、本質的な回答を避けることがしばしばあります。質疑者が間抜けだと、それでやり過ごせてしまう風景も少なくありません。大臣が開き直って同じ答弁をし、「ですから、同じ答弁になって恐縮ですが」とか、「私はちゃんと説明していますよ」などと強弁をすることで、追及が終わってしまうこともあります。国会議員とはいっても質疑の際は緊張するものですので、その

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡

ようなノイズ情報で畳み掛けられると、それで理解したような気になって しまうのでしょう。

また、政府に情報提供を求めたときに、例えば300ページを超えるような必要以上のデータ資料を持ってこられることがあります。その場合、実は都合の悪い情報が存在するため、分析に手間がかかるようノイズ情報をかけてあるということが考えられます。情報の価値がわからない国会議員の中には、役所からもらったデータの量に満足してしまう者もいるので、かなりこの手法は有用なのです。

(4)情報整理

以上のように、公刊情報による情報収集もそれほど単純な作業ではないことがわかると思います。その負担を軽減するためにも、普段から予備知識を蓄えておくことが必要です。今は関係ない情報であっても、いずれ役立つことがあるかもしれないことを考え、手広く情報を収集する癖をつけておくことが、後々、非常に役立つことがあります。

そうした作業をする上で、欠かせないのが情報整理です。収集の次の段階が情報分析ですが、その間を架橋する作業として、単に材料を集める(収集)するだけでなく、料理で言えば、皮をむいたり、食べやすい大きさに切ったりといった「仕込み」が必要になるのです。

具体的な作業としては、収集した全ての情報をメモ化して、自分の手が加わった文字情報に転換するのです。情報は様々な形態・形式・形状をとっていますから、それらを自分なりに使いやすい次元に一元化するのです。その際、メモを体系(整合性)・順序・価値などの観点から種分けし、情報を同一の文面上に並べられるようにします。例えば、キーワードを書いた名刺大のメモを広い机の上に並べて、情報間の関係を整理していくのです。

これをやるのは、頭の中で考えられることが、ごく限られた部分であるという限界があるためです。頭の作業台は非常に狭く不安定です。そこで

全ての情報を文字化して書面という作業台に広げていくのです。将棋盤を 見ないで将棋をするのは、よほどのプロでないとできませんが、それと同 じく、情報整理をするためには、書面という将棋盤を用意し、収集した情 報という駒を並べる作業をしなければなりません。これで初めて考える作 業(分析)ができるようになるのです。結局、考えることは、知識を詰め 込むこととは本質的に違う作業である、ということを理解しないと、いつ まで経ってもインテリジェンスの基礎が分からないことになります。

将棋盤の上に、将棋の駒が整然とならんでいなければ勝負にはなりません。情報の整理段階での作業が、以後の情報分析・評価の結果に大きな影響を及ぼすことになるのです。

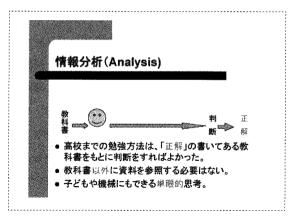
2. 情報分析

(1) 単眼的思考からの脱却

情報分析は収集された情報をもとに、一定の推測を行う過程です。ここで「群盲象を撫でる」の逸話を思い出してください。目が見えないために、正しい象の姿を理解できずに、誤った象の姿をめいめいに語る状況は、象の姿を知っている者にとって、おかしな光景に映るでしょう。しかし、その姿は我々すべての人間の姿なのです。目で見えないもの、例えば、未来であるとか正義であるとか、そういったものを我々は知るすべがありません。唯一断片化された情報をもとに、それらについての「推測」を重ねているに過ぎないのです。先ほどの群盲の例えでいえば、丸太だとかヒモだとかいった断片的な情報を重ねてみれば、おおよそ象の姿を知ることができるでしょう。情報分析というのは、水晶玉をのぞきこみ、まさに全てを知りうる神に近づこうとする営みなのです。

高校までの勉強方法で言えば、「正解」の書いてある教科書をもとに判断すればよかったことでしょう。その正解を得るためには、教科書だけを見れば良く、それ以外の資料を参照する必要がないのです。教師に質問されて、顔色を伺いながら「1番?」のように答える子供の姿は、自分の頭

で考えるのではなう 信号を参照する行為に過ぎません。結構にでもの賜物なの思考の賜物なの思考の賜物なのの思考の別を繰りでは、情ではでは、情



報分析の能力は一向に高まりません。

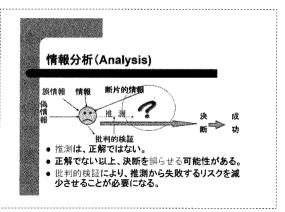
この点、正解を知ろうとすることの何が悪いのかという人もいるでしょう。もちろん、高校までの勉強であればそれでよいでしょう。センター試験も正解がなければ、受験生はどう勉強したらいいか分からずに混乱してしまうことでしょう。ただ、それは正解が「正しい」場合に限られます。象のことを誰も見られない社会においても、象について一番詳しい人はいるでしょう。その人に、象についての問題を作ってもらい、とりあえず正解を定めることは、知識が不足していたり、理解が未熟だったりという人々にとって、有効な知識向上の方法なのです。しかしながら、現実の社会で行動をする場合は、それだけでは済まないことが多々あるのです。とはいえ、人間には、全てのことを知りうる能力がありません。では、あきらめるのでしょうか。そこで、全てを知りえない人間だからこそ行いうる最大の努力として、「推測」という作業が欠かせないものになってきます。ところが、単眼的思考にとどまる限り、この推測を適切に行うことができなくなります。

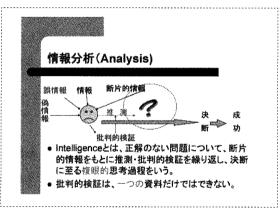
(2) 批判的検証の必要

当然ながら、推測は「正解」ではありません。正解でない以上、その決断を誤らせる可能性が存在します。そこで、批判的検証により、推測から

失少にてはでのジはに報判し的であるる。、、はよょ、つを的、思りるるま批資をにス解てと証となりのからま、との、になをとれる。とははないいけ測繰るいを必そ検だ。テう問的・り複う。減要し証けこりの題情批返眼の

例えば、初めて訪れる街で、晩御飯を 食べようと考えたと





します。とりあえず泊まっているホテルの従業員におすすめの食堂を教えてもらいます。それが晩御飯に関する一つ目の「情報」になります。しかし、それを鵜呑みにしても大丈夫でしょうか。海外ではありがちですが、その従業員がその食堂に客を紹介すると手数料がもらえる仕組みになっているだけかもしれません。一つの情報ソースに頼るのは、あまり賢いやり方ではありません。旅行者用のガイドブックを見てみたり、観光協会の窓口で聞いてみたり、移動の際にタクシーの運転手に聞いてみたりと、様々な情報をもとにしつつ、批判的な検証をもとに、決断すれば成功の可能性が高まるでしょう。

たかだか晩御飯にそんな労力をかけるのは馬鹿げているかもしれませ

ん。でも、常日頃から、情報を扱う癖を身に付けておかないと、いざと言うときに役に立ちません。小さなことの積み重ねがないのに、大きな判断を迫られても対応できないでしょう。「完全無料」を誘い文句にして、客を呼び込みながら、客の心理につけこんで多額の費用を支払うはめに陥いらせる商売は昔も今も存在します。繁華街の飲み屋で、最初は2,000円で飲み放題といいながら、おつまみが5,000円だの、氷代が3,000円だのと次々に負担を押し付けて、最終的には法外な値段を請求してくる悪質な店がありますが、そうした店の手法を「たけのこ剥ぎ」と呼んだりします。ネット上のゲームサイトにも同様の手口を使うものがあります。相手の謳い文句だけでなく、ネット上の情報を広く集めたり、サイトに掲載された「会員規約」をよく読んでみたりすると、落とし穴に気づくものです。そうした小さな配慮の癖が付いていればこそ、大きな災いを避けることができるのです。

(3) マルチ・インテリジェンス

情報を分析するのに複数のチャンネルから多様な情報を得るというのが 重要なのは当然ですが、それを活かせるかどうかは、その人間や組織の持 つ「情報文化」にかかっているといえるでしょう。

旅先の晩御飯を探すにしても、同行している上司がいて、「いいよ、そんなの面倒だから」などと情報の意義を理解せず、「ほら、あっちの店が2,000円で飲み放題だってよ」という感じで、見事に詐欺的な店に引っ掛かり、しかも、「いやー、この間はひどい目にあったよ」と武勇伝でも語るようにして、全くその敗因を省みない人物であったとしたら、どんなに情報収集や分析を試みても努力が水泡に帰すのは明らかです。理解のある人間のいる土壌という文化(culture)がなければ、インテリジェンスは成り立ちません。

また、組織が方針や政策を立てずに、むやみやたらと情報を得ようとするのも無駄な労力を重ねるだけです。とりあえずでも、仮のものでも構わ

ないので、政策(policy)が示されることが重要です。「晩御飯どうしますか。」と言われて「何でも良い。何なら食べなくても良い。」などという人間を相手に、インテリジェンス能力を発揮しても、費用対効果で劣ると言わざるを得ません。苦労して探した店の情報であっても、その価値を理解してもらえる人間に対してでなければ、教える価値はないものです。その時々の必要性に流されて生きているだけの人間に未来はありません。未来の無い人間に情報は不要です。

さらに、個人であれ組織であれ、意思決定の手順 (procedure) の面で、インテリジェンスに支障が生じることがあります。ある種の「迷い」と言っても良いでしょう。情報分析を重ねれば、重ねるほどに結論が見出せないこともあります。その際に、意思決定の手順が明確になっていれば、議論の蒸し返しもなく、優柔不断な態度を回避することもできるのですが、それが確立していないと、堂々巡りの思考に陥るだけで、結局、思考停止に陥るか、行動へとつなげられないことになりかねません。

インテリジェンスは、長年かけて行う学術的な研究活動とは異なります。常に時間を意識して、その時々に適切な目標を立てていかなければなりません。しかも、常時内容をアップデートしつつ、次の目標を定めて情報処理をする作業を際限なく続けることになります。マルチ・インテリジェンスは、同時進行で進められるインテリジェンス過程同士のインテリジェンスという面もあります。

国会における意思決定は日程とのにらみ合いの中で行われます。そうしたTST(Time Sensitive Target:時間的に敏感な目標)に迅速に対応するには、基本的に上記の文化、政策、手順の三つの障壁を取り除かなければなりません。そして、それらの障壁について、情報を必要とする者(client)が理解して初めて、マルチ・インテリジェンスを実現できる協力関係が生まれてきます。寄せ集めの情報は、所詮、寄せ集めの情報に過ぎません。ただ、実際、そうした協力関係を実現することはかなり難しく、特に「文化」の革命的な変化が必要であるとされています。

3、情報評価

切り分けられた各分野において情報分析の結果得られた断片的な情報を統合し、全体像の把握に向けた取り組みを行う作業が情報評価です。最も個人の持つ価値観が反映されやすいところですので、主観的な価値によって判断が歪められないように気を使わなければならない場面です。

(1) 科学としてのインテリジェンス

一つの省庁で定めた方針に嘘偽りはなく、内容的には矛盾のない事柄であっても、他の省庁も含めた全体となれば一体性を欠き、非効率で矛盾と欺瞞に満ちていることがあったりします。それを見つけ出して真相を探っていく作業も非常に重要なものといえるでしょう。特に、国会・内閣の役割はそうした省庁横断的な情報分析・評価にこそ見出すことができます。細々とした事柄にちょっかいを出すのではなく、全体像の把握に努めるのが政治の役割です。

そうした観点から、上がってきた情報をどう処理するべきでしょうか。 特定の部署から提出される情報は、そこにおける部分利益が反映している ことが多々あります。ひどいときは、単に現状維持や責任逃れの口実がい かにも客観的な判断を装って記載されており、情報の背後にある「よこし まな動機」をさらけ出させることも必要です。ただ同じことは、自分自身 にも言えるということは自覚しなければなりません。情報分析・評価の担 当者にとって安全が確保されても、国家や組織には不必要な支出を強いる 結果となっては意味がありません。個人レベルで言えば、その時点での安 全・安心や快楽が確保できても、問題先送りで、将来の自分に危険や負担 が及ぶことになるということです。

行政改革をしようとすれば、必ずといって良いほどに、「総論賛成、各論反対」や「ゼロ回答」の憂き目に会います。しかも、鉄壁の理論武装で固めて相手は自らの立場を正当化しようとします。しかし、そうした主張の多くは、空理空論であったり、針小棒大であったりします。そのような

ときにこそ、「情報」が頼りになりますが、そこに私心をはさんではいけません。パフォーマンスで仕分けをするのは簡単ですが、それは後で思わぬしっぺ返しを喰うことになります。インテリジェンスは科学であり、その理想としては、「完全な客観性」を追求しなければなりません。

(2) 客観性と先見性

そうは言っても、人間はそう簡単に割り切った思考を持つことはできません。情報を客観的に扱うというのは、アリの観察でもするかのように、人間を観察しなければならないということです。しかし、観察者が同時に観察される対象でもあるのですから、これを切り離すのも容易なことではありません。有能な外科医といえども、家族の手術は躊躇することがあるというのと同じで、感情移入が客観的な判断を妨げることがあります。

また、人間は自分の経験を最優先して物事を考えるのが常です。分かってはいても、踏ん切りがつかないというのは良くある事柄です。自分の経験を乗り越えて、新しい環境や技術、価値観に対応できる態勢に自分を変化させるのは、きわめて難しいですが、それができる人間や組織は、先見の明があると評価されるのです。

* * *

情報処理過程について、一般的に解説できるのは、ここまでです。「習うより慣れろ」で、実際に情報処理の理論を意識して、実践を積み重ねていくことが何よりも重要です。

<エピローグにかえて>

再びA議員から声を掛けられました。

「国会での法案審議における情報処理作業の重要性は理解できたと思う。国権の最高機関という国会の位置づけを実質化できるかは、こうした作業を積み重ねる我々の意欲と努力にかかっている。」

「興味があれば、いずれ議員立法にも協力して欲しいのだが、その際に

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡

必要な素養も共通するものがある。ただ、頭に描いた構想・企画を法律の 条文に落とし込むのは、情報処理とは異なる技術と知識が求められるか ら、さらに大変な作業だ。とはいえ、様々な社会問題を解決するうえで、 法律の役割は不可欠だから、是非これにも挑戦してもらいたい。」

最後にB秘書からは次のアドバイスを受けました。

「国会議員というと好き勝手に政策を論じる印象があるかもしれないが、裏では相当な勉強が必要だから、僕たちもしっかりサポートしなくちゃいけない。また、国会議員も公務員として憲法尊重擁護義務(憲法99条)が課されるし、「唯一の立法機関」の一員として法的思考も必要だ。政策的思考は一定の目的を達成するために最も効果的・効率的な手段を選択するという『目的=手段図式』なのに対し、法的思考は一般に『法的三段論法』『要件=効果図式』あるいは、『原則=例外図式』による規範的判断がなされる。そうした思考方法の違いも、質問や法案を作る過程で学んでもらいたい。いくつか文献を示すので、あわせて参考にして欲しい。」

それでは、プロローグの設定に立ち戻り、課題法案についての想定問答集を作ってみましょう。

【法学の知識を得るための必読文献】

川﨑政司『法律学の基礎技法』(法学書院、2011年)

【情報分析についての参考文献】

江畑謙介『情報と国家――収集・分析・評価の落とし穴』(講談社現代新書、2004年)

(本学法学部准教授)

(立正大学法学部准教授)

(千葉大学大学院専門法務研究科准教授)

(鹿児島大学教育学部准教授)

(椙山女学園大学現代マネジメント学部講師)